



# 島根県報

平成22年3月23日（火）

第2,172号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

救急病院の申出の撤回	（医 療 対 策 課）	2
換地計画書の縦覧（2件）	（農 村 整 備 課）	2
中小企業同和对策資金利子補給金交付要綱の廃止	（中 小 企 業 課）	3
土砂災害警戒区域の指定	（砂 防 課）	3

### 【公 告】

特定計量器の定期検査の実施	（商 工 政 策 課）	4
基本測量の終了	（用 地 対 策 課）	6

### 【公安告示】

雑踏警備業務1級検定の実施	（警 察 本 部）	6
交通誘導警備業務1級検定の実施	（       "      ）	8

**告 示****島根県告示第203号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院として認定した次の医療機関について、同項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成22年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認定の失効年月日
大田市立病院	大田市大田町吉永1428番地3	平成22年 4 月 1 日

**島根県告示第204号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項の規定により、奥出雲町長から大曲地区の換地計画認可の申請があり、同法第52条の2第1項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成22年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧の期間  
平成22年 3 月 23 日から21日間
- 3 縦覧の場所  
奥出雲町役場

**島根県告示第205号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項の規定により、奥出雲町長から代山山県地区の換地計画認可の申請があり、同法第52条の2第1項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成22年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧の期間  
平成22年 3 月 22 日から21日間
- 3 縦覧の場所  
奥出雲町役場

## 島根県告示第206号

中小企業同和对策資金利子補給金交付要綱（昭和54年島根県告示第76号）は廃止し、平成22年3月23日から施行する。

平成22年3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県告示第207号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

海士町

## (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

## ア 急傾斜地の崩壊

明屋海岸西、海士小学校西、海士小学校南、今浦、宇受賀、宇受賀A、宇受賀B、宇受賀C、宇受賀D、宇受賀E、宇受賀F、宇受賀G、宇受賀H、宇受賀命神社北、多井、北惣神社北A、北惣神社北B、北惣神社西、北惣神社南A、北分1、北分3、北分A、北分B、北分C、北分D、北分E、北分F、北分G、崎1、崎A、崎B、崎C、崎D、崎E、先灘、須賀、清次浜、知々井、知々井A、知々井B、手島、豊田A、豊田B、豊田C、豊田D、中里、中里A、中里B、中里C、中里D、中里E、中里F、中里G、中里H、西A、西B、西C、西D、西E、西F、農村公園西、農村公園東、東、東A、東B、東C、東D、東E、東上口、菱浦、菱浦1、菱浦4、菱浦5、菱浦A、菱浦B、菱浦C、菱浦D、菱浦E、日須賀A、日須賀B、日ノ津、福井A、福井B、福井C、福井D、福井E、福井F、福井G、布施、布施神社西、ヘリポート西、保々見、保々見A、保々見B、保々見神社東、丸谷、御波、御波A、御波B、御波東、役場裏

## イ 土石流

イカガ谷川、井尻川A、井尻川B、井尻川C、井尻川D、井野川、奥山川A、奥山川B、奥山川C、横手川、下毛川A、下毛川B、海士坂川A、海士坂川B、宮田川、郷川、御神尻川、御波A、御波B、御波C、御波D、高平川、国原川、崎、三保川A、三保川B、手島川、知々井手島川、真奥川、諏訪川A、諏訪川B、諏訪川左支溪A、諏訪川左支溪B、須賀A、須賀B、須賀C、須賀谷、清水川、赤石向、赤石川、多井坂川A、多井坂川B、多井川、多井川右支溪、多井川左支溪、知々井、中里川A、中里川B、中里川C、長井手川、長崎川、長畑川A、長畑川B、天ヶ谷川、天ヶ谷川右支溪、東手島谷、藤山川、南御波谷、日ノ津川、菱浦、菱川、福井、福井川右支溪、福井谷川、福井谷川右支溪、保々見A、保々見B、保々見C、保々見D、豊田谷、北谷川

## (3) 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は省略し、島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部及び海士町役場において一般の縦覧に供する。）

## 2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

西ノ島町

## (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

## ア 急傾斜地の崩壊

市部A、市部B、市部C、宇賀、浦郷A、浦郷B、浦郷C、浦郷D、浦郷E、浦郷診療所裏、浦ノ谷、太井、大宇賀、大津A、大津B、大山、大山A、奥ノ谷、尾ノ代A、尾ノ代B、尾ノ代上、学校下、蔵ノ谷、黒木小学校北、小宇賀、小浦、御所前、此郡、小向、四引、赤ノ江A、赤ノ江B、赤ノ江北、赤ノ江西、赤ノ江東、小学校

横、成佛寺南、正楽寺西、大日堂西、大日堂南、珍崎、抜井、波止A、波止B、ハナ、日の出町A、日の出町B、平井小路、船越B、船越C、船越D、船越E、船越F、船越G、船引運河、別府A、別府B、美田尻A、美田尻B、美田尻C、美田尻D、美田尻E、三田部、三度、向原小路、物井、物井A、物井B、役場前、八幡ノ前、横手小路、脇田小路、和光苑西

イ 土石流

赤崎、生名奥川、生名川、石畑谷、市部、岩ヶ奥谷、宇賀A、宇賀B、浦郷、浦ノ谷、大井谷、大宇賀川A、大宇賀川B、大宇賀谷、太田川、大橋川、大山1号川、大山1号川右支溪、大山2号川左支溪、奥谷A、奥谷B、奥ノ谷、尾ノ代川、学校上川、学校下川、クラチト、倉ノ谷A、倉ノ谷B、倉ノ谷1号川、倉ノ谷2号川、倉ノ谷2号川右支溪、此原、小向谷、赤ノ江谷A、赤ノ江谷B、スワダ川、田原川、知当川、珍崎川、珍崎川北支溪、中田川、中別府川、西尾ノ代川、西由良谷、波止川A、波止川B、初座川、船越谷、フベガ奥谷、別府、本郷川、浦郷谷、美田尻、美田尻川、物井1号川A、物井1号川B、物井2号川A、物井2号川B、由良川、由良中谷、四河谷A、四河谷B、脇田川、脇田川南支溪

(3) 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は省略し、島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部及び西ノ島町役場において一般の縦覧に供する。）

3(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

知夫村

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

ア 急傾斜地の崩壊

薄毛、薄毛集会所北、古海、大江、大江A、御崎、尾崎、願成寺東、漁協、来居、来居A、来居B、郡、郡A、郡B、郡C、郡D、郡E、松養寺北、竹の前、多沢、多沢1、多沢A、多沢B、立石、殿ノ上、仁夫A、仁夫B、仁夫西平、仁夫里、仁夫里A、姫宮、姫宮A

イ 土石流

薄毛A、薄毛B、薄毛C、薄毛D、薄毛川、古海、古海川、大江川、かみ川、かみ川南谷、河井川、河井川右支溪、河井川左支溪A、河井川左支溪B、河井川東支溪、郡川、郡ノ奥谷川、郡南谷、サブ谷、多沢川、多沢南川、梨の木川、東ヶ原川A、東ヶ原川B、水久谷川、山田川、代宮家川、脇谷川

(3) 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は省略し、島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部及び知夫村役場において一般の縦覧に供する。）

## 公 告

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成22年3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計

## 量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検査 区 域
11月22日から12月21日まで	特定計量器の所在の場所	浜田市、安来市、東出雲町、奥出雲町、飯南町、邑南町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

## (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検査 区 域
6月1日から8月27日まで	特定計量器の所在の場所	浜田市、安来市、東出雲町、奥出雲町、飯南町、邑南町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

## (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検査 期 日	検査 時 間	検査 場 所
東出雲町	5月10日	10時から15時30分まで	東出雲町役場
	5月11日	10時から15時まで	
安来市	5月12日から13日まで	10時から15時30分まで	安来市役所
	5月14日	10時から14時30分まで	
	5月17日	10時から15時30分まで	
	5月18日	10時から15時まで	
	5月19日から20日まで	10時から15時30分まで	
奥出雲町	5月24日から25日まで	10時30分から15時30分まで	奥出雲町役場
	5月26日	11時から15時まで	
	5月27日	10時30分から15時30分まで	
浜田市	6月1日	13時30分から16時まで	浜田市役所
	6月2日から3日まで	10時から16時まで	
	6月4日	10時から12時まで	
	6月8日から9日まで	10時から15時30分まで	
	6月10日	9時30分から12時まで	
	6月14日	13時30分から16時まで	
	6月15日から17日まで	10時から16時まで	
	6月18日	10時から12時まで	
	6月29日	13時から16時まで	
	6月30日から7月1日まで	10時から16時まで	
	7月2日	10時から12時まで	
飯南町	6月21日	10時30分から15時まで	飯南町役場
	6月22日	10時30分から16時まで	
邑南町	7月5日	13時30分から16時まで	邑南町役場
	7月6日	9時30分から15時30分まで	
	7月7日	10時から15時30分まで	
	7月8日	10時から15時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成22年2月26日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
  - (1) 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）
  - (2) 基本測量（基準点現況調査）
- 2 作業期間
  - (1) 平成21年6月18日から平成22年2月26日まで
  - (2) 平成21年9月7日から平成22年2月26日まで
- 3 作業地域
  - (1) 浜田市、出雲市、大田市、安来市
  - (2) 県内全域

## 公 安 委 員 会 告 示

### 島根県公安委員会告示第25号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成22年3月23日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級  
雑踏警備業務1級
- 2 検定実施日時
  - (1) 学科試験  
平成22年6月23日（水） 午後1時から午後4時まで
  - (2) 実技試験  
平成22年8月4日（水） 午前9時から午後5時まで
- 3 実施場所  
松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター
- 4 受検定員  
30人
- 5 検定の内容  
次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。
  - (1) 学科試験の科目
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 雑踏警備業務の管理に関すること。

オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 雑踏警備業務の管理に関すること。

ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者

- (1) 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 都道府県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成22年5月17日（月）から同月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。ただし、申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 添付書類

(ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

(イ) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(ロ) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(ハ) 6(1)に該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、6(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出する。

(ニ) 6(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

13,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書にはり付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

8 その他

(1) 受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

(2) 検定当日は、午前9時から午前9時20分までを受付時間とする。

9 問い合わせ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課営業許認可第2係（電話0852-26-0110）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

### 島根県公安委員会告示第26号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成22年3月23日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

#### 1 検定を実施する警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務1級

#### 2 検定実施日時

##### (1) 学科試験

平成22年6月23日（水） 午前9時から正午まで

##### (2) 実技試験

平成22年7月21日（水） 午前9時から午後5時まで

#### 3 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

#### 4 受検定員

30人

#### 5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

##### (1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験の科目

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 6 受検資格

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者

(1) 検定規則第4条に規定する2級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 都道府県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### 7 受検手続に関する事項

## (1) 受付期間

平成22年5月17日（月）から同月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。ただし、申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

## (2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

## (3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 添付書類

(7) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

(4) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(7) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(5) 6(1)に該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、6(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出する。

(6) 6(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

## (4) 検定手数料

14,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書にはり付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

## 8 その他

(1) 受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

(2) 検定当日は、午前9時から午前9時20分までを受付時間とする。

## 9 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課営業許認可第2係（電話0852-26-0110）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。